

○共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

〔令和2年3月26日〕
規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第3条—第12条）
- 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第13条—第17条）
- 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第18条）
- 第5章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年共立蒲原総合病院組合条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第3条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、条例第5条第2項の規定により決定された職務の級の号給が、別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び職種別基準表の職種欄にその者の職種が定められていないときは、任命権者が別に定めるところによるものとする。

（経験年数を有する者の号給）

第4条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、採用の日の前日までフルタイム会計年度任用職員として同一の職種で勤務していた者の号給は、フルタイム会計年度任用職員として同一の職種で勤務していた月数（1月に満たな

い期間がある場合は、これを切り捨てた月数)を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を前条の規定による号給の号数に加えて得た数とすることができる。

(特別な経験等を有する者の号給)

第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、特別な経験等を有する者として次の各号のいずれかに該当する者について、第3条の規定による場合には常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

- (1) 過去にフルタイム会計年度任用職員として勤務していた経験を有する者(前条の規定に該当する者を除く。)
 - (2) フルタイム会計年度任用職員として採用された職種について、民間における企業体、団体等において相当の経験を有する者
 - (3) 前2号に準ずる者として管理者が特に必要と認める者
- (号給数の上限)

第6条 前2条の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給(職種別基準表の基礎号給欄に当該職務の級の号給が定められていないときは、任命権者が別に定める号給)を超えることはできない。

(通勤手当)

第7条 条例第9条において準用する共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「給与条例」という。)第10条及び第10条の2条に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当等の支給)

第8条 条例第11条において準用する給与条例第13条に規定する時間外勤務手当、条例第12条において準用する給与条例第14条に規定する休日勤務手当及び条例第13条において準用する給与条例第15条に規定する夜間勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当について準用する給与条例の規定の読替え)

第9条 条例第11条の規定により給与条例第13条第3項及び第4項の規定を準用する場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例第13条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
	第20条	共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年共立蒲原総合病院組合条例第5号）第16条
給与条例第13条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	第20条	共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条

（休日勤務手当について準用する給与条例の規定の読替え）

第10条 条例第12条の規定により給与条例第14条の規定を準用する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日	毎日曜日
勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
第20条	共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年共立蒲原総合病院組合条例第5号）第16条

（夜間勤務手当）

第11条 条例第13条の規定により準用する給与条例第15条の規定を準用する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条	共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年共立蒲原総合病院組合条例第5号）第16条
------	--

（宿日直手当）

第12条 条例第14条において準用する給与条例第16条に規定する宿日直手当の支給については、常勤職員の例による。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（時間外勤務に係る報酬）

第 1 3 条 条例第 20 条第 2 項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第 20 条第 2 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125

(2) 条例第 20 条第 2 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135

2 条例第 20 条第 3 項に規定する規則で定める割合は、100 分の 25 とする。

(休日勤務に係る報酬)

第 1 4 条 条例第 21 条第 2 項に規定する規則で定める割合は、100 分の 135 とする。

(期末手当)

第 1 5 条 条例第 24 条第 1 項に規定する規則で定める者は、1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の者とする。

2 条例第 24 条第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第 18 条第 4 項に規定する規則で定める額は、次に定める額の合計額とする。

(1) 条例第 19 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第 20 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第 21 条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第 22 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(5) 条例第 23 条に規定する宿日直勤務に係る報酬の額

(休暇時の報酬)

第 1 6 条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間に勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(報酬の支給)

第 1 7 条 条例第 25 条第 1 項に規定する規則で定める期日は、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬（条例第 19 条から第 22 条までに規定する報酬を除く。）にあつてはその月の 21 日とし、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬及び月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬のうち、条例第 19 条から第 22 条までに規定する報酬にあつては、その翌月の 21 日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第 1 8 条 条例第 28 条第 1 項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる職員

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第 10 条第 1 項第 1 号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員 同条第 2 項第 1 号の規定の例により算出した額

(2) 給与条例第 10 条第 1 項第 2 号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員 同条第 2 項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、当該額を 21 で除した額(1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に当該パートタイム会計年度任用職員がその月に勤務時間が割り振られた日数を乗じて得た額とする。

(3) 給与条例第 10 条第 1 項第 3 号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員 同条第 2 項第 3 号の規定の例により算出した額

2 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

職種別基準表

(1) 行政職給料表職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助（定型的又は補助的な業務に従事する者）	1	1	1	80
一般事務（特定の知識、技術等を要する業務に従事する者）	2	1	2	80
看護助手	1	9	1	80
看護補助（介護福祉士）	1	13	1	80

(2) 医療職給料表(1)職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
初期臨床研修医	1	17	1	65

(3) 医療職給料表(2)職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
医療技術職	1	21	2	80
薬剤師	2	23	2	80

(4) 医療職給料表(3)職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
准看護師	1	13	2	80
看護師	2	17	2	80
保健師	2	21	2	80